矢巾町は新婚世帯を応援します!!

矢巾町
結婚新生活支援補助金
（令和8年度）



矢巾町内で新生活を始めた新婚世帯を対象に、
住居費や引越費用などに係る費用を補助します。

補助金額

夫婦ともに29歳以下

住居費・引越費用
上限 60万円
＋
家具家電等の購入費（加算）
上限 10万円
※上記住居費用が対象の場合のみ加算

夫婦両方またはどちらかが30歳以上

住居費・引越費用
上限 30万円

補助対象経費

- 住宅購入費
- リフォーム費（倉庫・車庫・門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入及び設置に係る費用を除く）
- 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（住宅手当に相当する額を除く）
- 引越事業者へ支払った費用

さらに！

上記補助対象経費に対する補助金が交付される場合において、婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は以下の費用も対象となります。

- 家具家電等の購入費

※いずれも令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払われた額に対してのみ有効です。

補助金交付までの流れ

1. 矢巾町で結婚新生活スタート
2. 必要書類を揃えて補助金交付申請
3. 補助金交付決定
4. ライフプランセミナー受講
5. 家賃・共益費のお支払い（賃貸にお住まいの場合）
6. 請求書・領収書等を揃えて提出
7. 補助金交付

対象世帯

すべて当てはまる方が対象となります。

- □ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- □ 婚姻届受理日時点で夫婦ともに39歳以下
- □ 前年の世帯所得合計が500万円未満（貸与型奨学金の年間返済額を除く）
- □ 夫婦ともに住宅の所在地に住民登録している（申請時は、夫婦どちらか一方のみ可）
- □ 補助対象経費に対して他の公的制度による補助等を受けていない
- □ 市町村税の滞納がない
- □ 岩手県が指定する講座（ライフプランセミナー）を受講
- □ 本補助金を初めて受給する（他自治体も含む）

申請・お問い合わせ

矢巾町役場　企画財政課
まちづくり推進室
電話：019-611-2729
メール：k_community@town.yahaba.iwate.jp